

科学研究費助成事業による研究実施規程

平成19年 3月14日 18規程第 6号
改正 平成24年 4月19日 24規程第 4号
改正 2022年 3月31日 2021規程第18号

目次

第1条（目的）	1
第2条（研究を行う部局・職位）	1
第3条（研究計画の策定）	1
第4条（研究の実施）	1
第5条（研究成果の取扱い）	1
第6条（研究報告の義務）	1
第7条（管理等の事務）	1
第8条（法令等の遵守）	1
附則	2

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費助成事業による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることに必要な事項を定めることを目的とする。

(研究を行う部局・職位)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として部局に所属し、研究活動に実際に従事する者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本部 地震防災調査研究部（部長、部長代理、参事、首席主任研究員、副首席主任研究員、主任研究員、副主任研究員、研究員）
- (2) 地震調査研究センター
 - イ 所長、副所長
 - ロ 解析部（部長、部長代理、参事、首席主任研究員、副首席主任研究員、上席研究員、主任研究員、副主任研究員、研究員）
- (3) つくば観測技術センター（所長、総括リーダー、総括リーダー代理、副首席主任研究員、参事、主任研究員、副主任研究員、研究員）

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科学研究費助成事業による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施する研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを会長に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 科学研究費助成事業による研究を行う研究者は、振興会の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、前条に基づき実施した研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断により公表することができる。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科学研究費助成事業による研究を行う研究者は、科学研究費助成事業に係る規程及び交付の際に付される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを会長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科学研究費助成事業の研究計画調書の取りまとめ及び科学研究費助成事業の経理管理等の事務は、本部事務局が所掌し、部局の協力を得て実施する。

(法令等の遵守)

第8条 振興会及び研究者は、科学研究費助成事業による研究の遂行に当たり、関係法令等及び文部科学

省、独立行政法人日本学術振興会が定める科学研究費助成事業に関するルールを遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月19日から施行し、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。